

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5245 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月12日 金曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 国外居住親族を扶養控除の対象にする場合

Q：国外に居住している親族を扶養控除の対象にする場合の手続きが改正されたとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成27年度の税制改正では、日本国外に居住する親族を扶養控除等の対象にする場合について、次の改正が行われました。

①親族関係書類及び送金関係書類の添付

確定申告をする場合において、国外に居住する親族を扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の対象にするときは、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付又は提示しなければならない。ただし、次の②又は③により添付又は提示した場合はこの限りではない。

②源泉徴収における親族関係書類の提出

給与等又は公的年金等の源泉徴収をする場合において、国外に居住する親族を扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（扶養控除等）の対象にするときは、親族関係書類を扶養控除等申告書等に添付又は提示しなければならない。

③年末調整における送金関係書類等の提出

給与等の年末調整をする場合において、国外に居住する親族を扶養控除等の対象にするときは、送金関係書類を扶養控除等申告書に添付又は提示しなければならないこととし、配偶者特別控除の対象にするときは、親族関係書類及び送金関係書類を配偶者特別控除申告書に添付又は提示しなければならないこととする。

